

生食水発 0330 第 3 号
平成 28 年 3 月 30 日

国設置専用水道の設置者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課長
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部改正等における
留意事項について

「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第115号）の公布及び農薬類（水質管理目標設定項目 15）の対象農薬リストの一部改正については、平成28年3月30日付け生食発0330第3号にて厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長より通知されたところである。

これらの改正を踏まえ、下記のとおり、施行に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしたので、貴職におかれては御了知の上、遺漏なきようお願いしたい。

記

第1 水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の改正について

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）（以下、「検査方法告示」という。）について、国家計量標準にトレーサビリティが確保された標準原液に加え、標準液及び混合標準液についても一定の条件の下で国家計量標準にトレーサビリティが確保されたものの使用を認めるとともに、ホルムアルデヒドの検査方法に、誘導体化—高速液体クロマトグラフ法及び誘導体化—液体クロマトグラフ—質量分析法を追加するため、所要の改正を行った。同時に、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生省告示第111号）及び資機材等の材質に関する試験（平成12年厚生省告示第45号）についても、ホルムアルデヒドの検査方法を追加するための所要の改正を行った。

なお、改正後の検査方法告示第1号2(1)にある「これらに相当する証明書」は、ILAC/MRA（国際試験所認定協力機構相互承認協定）又は APLAC/MRA（アジア太平洋試験所認定協力機構相互承認協定）に署名している認定機関が認定した標準物質生産者が発行する、計量法に基づく証明書と同等と認められる証明書のことを指す。

第2 関係通知の改正

1. 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付

け健水発第 1010001 号)の一部改正について

別添 4 及び別添 5 を別紙 1 新旧対照表のとおり改正すること。

2. 厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」(平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209003 号)の一部改正について

別添 1 を別紙 2 新旧対照表のとおり改正すること。

3. 厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」(平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209001 号)の一部改正について

別添 1 を別紙 3 新旧対照表のとおり改正すること。

4. 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」(平成 4 年 12 月 21 日付け衛水第 270 号)の一部改正について

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、別表第 4 に掲げる「要検討項目」のフタル酸ブチルベンジルの目標値、別表第 6 に掲げる「その他農薬類」のアシベンゾラル S メチル、ジフルベンズロン、テトラコナゾール、フルアジホップ、プロメトリンの目標値を別紙 4 新旧対照表のとおり改正すること。

第 3 施行期日

第 2 の改正事項については、いずれも平成 28 年 4 月 1 日から施行されること。